



2020年 2月 9日  
第96号

**JR 東労組**   
**Yokohama**

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



## 各職場で過半数代表者の立候補受付はじまっています！

各職場で過半数代表者選出にあたり、立候補の受付が始まっています。過半数代表者になれるものは次の(1)～(4)すべてを満たす者となります。

(1) 管理監督者でない者

(2) 選出する目的を明らかにして選出された者

(3) 民主的な手続きにより選出された者

(4) 使用者の意向が入り込んでいない者



Q 管理監督者とは？

A. 労働基準法の、労働時間・休日・休憩時間の概念が適用にならない人のことを言います。

立候補受付期間の勘違いなどで「立候補できなかった！」  
とならないよう、各職場の掲示をきちんと確認しよう！

長期休暇や出張などで過半数代表者の立候補や  
選出について知らない仲間は職場にいませんか？

公平・公正な選出を行うためにひとり一人が  
各職場の選出手続きをチェックしていこう！